

**厚生労働科学研究
(子ども家庭総合研究事業)**

**児童福祉施設における地域支援の
あり方に関する研究**

平成14年度研究報告書

山
縣
文
治

平成15年3月

主任研究者 山 縣 文 治

平成14年度 厚生労働科学研究 子ども家庭総合研究事業

児童福祉施設における地域支援のあり方に関する研究 (総括研究報告書)

目 次

研究要旨

I	研究の概要	622
1.	研究の目的	622
2.	研究の方法	623
1)	児童福祉施設の地域支援活動の実態に関する調査	623
2)	市区町村における児童福祉施設を活用した地域支援事業の実態に関する調査	623
3)	市区町村および児童福祉施設における地域支援事業に関するヒアリング調査	623
3.	研究の期間	623
4.	注意事項	623
5.	研究主体	623
II	研究の結果	624
1.	児童福祉施設の地域支援活動の実態に関する調査の結果	624
1)	基本的属性	624
①	施設種別	624
②	併設施設	624
③	所在地の市町村の人口規模	624
④	所在地の市町村に存在する児童福祉施設	624
2)	養護系在宅福祉サービスの実施状況	624
①	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	625
②	児童夜間養護（トワイライトステイ）事業	628
③	児童夜間養護（休日預かり）事業	630
④	児童虐待防止市町村ネットワーク事業	632
3)	児童養護関連事業と市町村との関係	636
①	児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設の入所手続き	636
②	母子生活支援施設の相談窓口	636
③	児童家庭支援センターの設置	636
④	入所措置と在宅福祉サービスとの関係について	637
2.	市区町村における児童福祉施設を活用した地域支援事業の実態に関する調査の結果	637

1) 基本的属性	637
①市町村の人口規模	637
②市町村内の児童福祉施設の有無	637
2) 養護系在宅福祉サービスの実施状況	637
①短期入所生活援助（ショートステイ）事業	637
②児童夜間養護（トワイライトステイ）事業	639
③児童夜間養護（休日預かり）事業	641
④児童虐待防止市町村ネットワーク事業	642
3) 市町村における単独事業のあり方	643
①単独事業のメリット	643
②単独事業の問題点	644
③単独事業の今後の実施主体	644
④単独事業の今後の展望	644
4) 児童養護関連事業と市町村との関係	644
①児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・ 児童自立支援施設の入所手続き	644
②母子生活支援施設の相談窓口	645
③児童家庭支援センターの設置	645
④入所措置と在宅福祉サービスとの関係について	645
3 . 区町村および児童福祉施設における地域支援事業に関する ヒアリング調査の結果	646
1) ヒアリング実施先	646
2) ヒアリング調査の結果	647
III 研究結果の要約と今後の課題	670
1 . 研究結果の要約	670
1) 児童福祉施設の地域支援活動の実態に関するアンケート調査	670
2) 市町村における児童福祉施設を活用した地域支援事業の実態 に関するアンケート調査	670
3) 児童福祉施設および市町村の事例調査	671
2 . 今後の課題	671
1) 制度政策上の課題	671
2) 実践上の課題	672

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業） 総括研究報告書

児童福祉施設における地域支援のあり方に関する研究

主任研究者 山縣文治（大阪市立大学）

研究要旨：子どもの虐待にみられるような、極端な児童養護問題に限らず、子育ての不安や情報不足などによる、潜在的あるいは水面直下にあるとみられる子育ての問題が、一般の子育て家庭のすぐ身近なところまでやってきている。国では、このような状況をふまえ、より身近な自治体である市町村でのサービスの展開を志向しているが、従来より市町村には、保育所や保健センター、公営幼稚園以外に直接管轄する子ども関連事業が少なく、結果として、就学前の子どもを対象とした支援策が中心とならざるを得ない状況がみられた。

したがって、養護系在宅福祉サービスの展開を図るには、入所型児童福祉施設と市町村との関係を明らかにし、学齢児への対応やショートステイ等一時的入所を含む事業の拡充のための具体策を講ずる必要がある。

本研究では、このような状況をふまえ、市町村と養護系児童福祉施設との関係や事業の実態を、質問紙による調査と、特徴的事例に関するヒアリング調査の2つの方法で明らかにした。

その結果、養護系在宅福祉サービスは必ずしも進んでいないこと、市町村と児童福祉施設との関係が薄いことが明らかになった。しかしながら、児童家庭支援センターが設置されている地域では、これを通じた有効な事業展開が見られる地域があり、またヒアリング調査の結果でもその可能性が高いことが指摘されている。したがって、児童家庭支援センターに関するさらなる調査研究が必要である。

本研究は、主任研究者である山縣文治が、分担研究者である農野寛治（大谷女子大学）および岩間伸之（大阪市立大学）と共同で実施したものである。分担研究という形式をとっているが、本報告の結果にもみられるように、3つの調査は、相互に関係させながら実施したものであり、報告書も一括して、総括研究報告書として提出する。

境は益々きびしさを増しており、子どもの虐待、非行、不登校・社会的ひきこもり等の子どもに關わる問題が深刻化している。特に子どもの虐待が大きな社会問題となるにつれ、予防、早期発見、早期対応および適切なケアを目指した地域における子育て支援セーフティネットの整備を図ることが課題となっている。それを担う存在として、入所型の児童福祉施設に対する期待が高まっている。

これまで養護系児童福祉施設は、入所した児童の保護とその自立を支援することを中心に大きな役割を果たしてきたが、今後は、地域福祉の推進を視野に入れ、これまで培ってきた子育てのノウハウやサービスを地域社会に還元していくことが求められている。そのためには、従来の生活施設としての機能とと

I 研究の概要

1. 研究の目的

周知のとおり、今日、子どもを取り巻く環

もに、地域住民に対する相談・援助活動、子育て支援短・期利用事業、施設から家庭復帰した子どもや家族へのフォローアップやアフターケア、里親に対する支援、被虐待児の一時保護など、地域における子育ての拠点施設としての機能の充実を図ることが望まれている。

本研究は、このような地域における子育て支援セーフティネットの整備といった視点から、児童福祉施設における地域支援についての検討を行い、今後の児童福祉施設の進むべき地域支援の方向性等について明らかにすることを目的として実施するものである。

おりしも、本研究の実施中に、国では、子育て支援短期利用事業の法定化を進め、子育て短期利用事業として、児童福祉法および母子及び寡婦福祉法下での検討が進んでいる。次世代育成支援対策推進法と合わせ、今後の養護系在宅児童福祉サービスの展開が期待される。

2. 研究の方法

本研究では、3つの調査を実施した。

1) 児童福祉施設の地域支援活動の実態に関する調査

①調査対象：児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター。調査票は全施設1,066に配布。

②調査方法：郵送。

③調査形式：調査票を用いた調査。

④調査期間：2002年11月1日～11月20日。

⑤回収数：有効回収数は618（有効回収率58.0%）。

2) 市区町村における児童福祉施設を活用した地域支援事業の実態に関する調査

①調査対象：市区町村の児童福祉担当課。調査対象は、全市区町村3,247。

②調査方法：郵送。

③調査形式：調査票を用いた調査。

④調査期間：2002年11月1日～11月20日。

⑤回収数：有効回収数は1,826（有効回収率56.2%）。

3) 市区町村および児童福祉施設における地域支援事業に関するヒアリング調査

①調査対象：文献や調査の中から、先駆的な事例や意見交換を求めている地域・施設を抽出。調査依頼を受諾頂いた市区町村および児童福祉施設。

②調査方法：現地を訪問してのヒアリング調査。

③調査形式：半構造的インタビュー。

④調査期間：2002年11月1日～2003年3月10日。

⑤ヒアリング実施数：児童福祉施設18、市町村19（20部局）。

*本報告書では代表的な例を児童福祉施設5、自治体7掲載。

3. 研究の期間

2002年4月～2003年3月。

4. 注意事項

集計表の割合においては、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

5. 研究主体

なお、本研究の推進過程において、以下の関係者の研究協力をいただいたことを付記しておく。

石田慎二（奈良佐保短期大学）

一村小百合（関西福祉科学大学）

鵜浦直子（大阪市立大学大学院）

遠藤和佳子（関西福祉科学大学）

大澤徳和（大阪市立大学大学院）

岡田忠克（流通科学大学）

小池由佳（新潟県立短期大学）

谷口純世（聖母女学院短期大学）

崔珍姫（大阪市立大学大学院）

土田美世子（聖和短期大学）

寺田恭子（大阪成蹊女子短期大学）

狭間直樹（同志社大学大学院）

福田公教（奈良佐保短期大学）

丸谷美紀（関西学院大学）

II 研究の結果

1. 児童福祉施設の地域支援活動の実態に関する調査の結果

1) 基本的属性

①施設種別（表1-1-1）

回答があった施設の種別は、「児童養護施設」が最も多く48.7%である。次は、「母子生活支援施設」の24.9%である。

②併設施設（表1-1-2）

同一法人内に併設されている施設としては、「保育所」が最も多く39.8%である。「児童養護施設」も32.7%ある。

③所在地の市町村の人口規模（表1-1-3）

所在地の市町村の人口規模は、「30万人以上」が最も多く、35.9%である。「3万人未満」の市町村は、あわせて14.9%である。

④所在地の市町村に存在する児童福祉施設（表1-1-4）

所在地の市町村に存在する児童福祉施設では、「児童養護施設」が最も多く73.0%である。以下、「母子生活支援施設」57.0%、「乳児院」44.3%が続いている。

2) 養護系在宅福祉サービスの実施状況

市区町村事業については、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、児童夜間養護（トワイライトステイ）事業、児童夜間養護（休日預かり）事業、児童虐待防止市町村ネットワーク事業について尋ねている。

なお、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、児童夜間養護（トワイライトステイ）事業、児童夜間養護（休日預かり）事業については、通知が実施を予定している、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設の3施設種（530施設）を対象に回答を求めている。児童虐待防止市町村ネットワーク事業につい

表1-1-1 施設種別

児童 養護施設	乳児院	母子生活 支援施設	児童自立 支援施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童家庭 支援セン ター	無回答	計
301 (48.7)	75 (12.1)	154 (24.9)	38 (6.1)	19 (3.1)	26 (4.2)	5 (0.8)	618 (100.0)

表1-1-2 併設施設

	児童 養護施設	乳児院	母子生活 支援施設	児童自立 支援施設	情緒障害 児短期治 療施設	児童家庭 支援セン ター	保育所
設置している	202 (32.7)	68 (11.0)	78 (12.6)	18 (2.9)	19 (3.1)	53 (8.6)	246 (39.8)
設置していない	416 (67.3)	550 (89.0)	540 (87.4)	600 (97.1)	599 (96.9)	565 (91.4)	372 (60.2)
計	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)

表1-1-3 所在地の市町村の人口規模

5000人 未満	1万人 未満	3万人 未満	5万人 未満	10万人 未満	20万人 未満	30万人 未満	30万人 以上	無回答	計
7 (1.1)	21 (3.4)	64 (10.4)	49 (7.9)	84 (13.6)	100 (16.2)	63 (10.2)	222 (35.9)	8 (1.3)	618 (100.0)

ては、全施設に回答を求めていた。なお、データは平成13年度の実績である。

①短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア. 短期入所生活援助事業実施の有無

(表1-2-1)

短期入所生活援助事業を「実施している」施設は52.6%、一方、「実施していない」施設は41.5%であり、回答施設においては「実施している」ものの方が多くなっている。

イ. 短期入所生活援助事業の契約市町村数

(表1-2-2)

以下の質問は、短期入所生活援助事業を「実施している」と回答した279施設を対象に回

答を求めたものである。

短期入所生活援助事業を契約している市町村数は、「1市町村」というものが52.3%と半数を超える。「2市町村」を加えると、3分の2以上となる。すなわち、短期入所生活援助事業の契約については、所在地の市町村以外とはあまり結ばれていないということが明らかである。

ウ. 短期入所生活援助事業利用ケース実績 (表1-2-3)

平成13年度の年間利用実績は、「10ケース未満」という市町村が最も多く63.8%と、3分の2近くになっている。「平成13年度は未実施」という49施設を除くと、ほぼ8割近くがこれに該当する。

表1-1-4 所在地の市町村に存在する児童福祉施設

	児童 養護施設	乳児院	母子生活 支援施設	児童自立 支援施設	情緒障害 児短期治療 施設	児童家庭 支援セン ター	いざれも ない
設置している	451 (73.0)	274 (44.3)	352 (57.0)	136 (22.0)	100 (16.2)	155 (25.1)	72 (11.7)
設置していない	167 (27.0)	344 (55.7)	266 (43.0)	482 (78.0)	518 (83.8)	463 (74.9)	546 (88.3)
計	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)

表1-2-1 短期入所生活援助事業実施の有無

実施して いる	検討中	実施して いない	無回答	計
279 (52.6)	17 (3.2)	220 (41.5)	14 (2.6)	530 (100.0)

表1-2-2 短期入所生活援助事業の契約市町村数

1市町村	2市町村	3市町村	4市町村	5～9 市町村	10市町 村以上	無回答	計
146 (52.3)	45 (16.1)	24 (8.6)	14 (5.0)	34 (12.2)	7 (2.5)	9 (3.2)	279 (100.0)

表1-2-3 短期入所生活援助事業利用ケース実績

10ケース 未満	20ケース 未満	30ケース 未満	40ケース 未満	50ケース 未満	100ケー ス未満	100ケー ス以上	平成13年 度未実施	無回答	計
178 (63.8)	20 (7.2)	13 (4.7)	2 (0.7)	2 (0.7)	7 (2.5)	1 (0.4)	49 (17.6)	7 (2.5)	279 (100.0)

表1-2-4 短期入所生活援助事業利用日実績

25日未満	50日未満	75日未満	100日未満	150日未満	200日未満	500日未満	500日以上	平成13年度未実施	無回答	計
113 (40.5)	38 (13.6)	20 (7.2)	14 (5.0)	10 (3.6)	5 (1.8)	15 (5.4)	5 (1.8)	49 (17.6)	10 (3.6)	279 (100.0)

なお、ケース数の実績の算出においては、きょうだいケースや、繰り返し利用しているケースは1ケースとして取り扱っており、実利用世帯数を示している。

工. 短期入所生活援助事業利用日実績

(表1-2-4)

実利用日実績という点から、平成13年度の年間利用状況をみると、「25日未満」が40.5%と、ほぼ4割となっている。「平成13年度は未実施」という49施設を除くと、ほぼ半数がこれに該当する。年間の利用日実績が「100日以上」という市町村は、1割強にすぎない。

なお、ケース数の実績の算出においては、きょうだいケースはそれぞれ日数を積算している。

才. 短期入所生活援助事業の契約解除の経験の有無

短期入所生活援助事業について、契約を解除した（された）経験のある施設は6施設ある。その理由は、以下の通りである。

- ・利用者がなかつたため、更新されなかつた。
- ・利用がなければ、契約をしないところがある。
- ・県から市に変わったから。

力. 市町村との関係での問題点

短期入所生活援助事業について、市町村との関係で感じる問題点として指摘されたものは、以下の通りである。

- ・契約上の責任問題や、利用費の減額及び未払いの問題。
- ・相談件数がほとんどないために問題はない。
- ・市との関係が密接になり、地域の子育て家庭の必要性を強く感じる。
- ・申し込みがない。
- ・委託数が少ない。
- ・ニーズがないのか、行政の動きが鈍いのか

不明。

- ・毎年鹿児島市と児童養護施設とのショートステイ事業連絡会議があり、事業実施にあたっての問題ケース等を協議している。
- ・昨年、本年と入所数が急激に増加し、常に満員に近い状況が続いているため、断らざるを得ない場合もある。市のサービスとしてあげられていても、現場ではショートステイまで受け入れる余裕がなくなってきたている。
- ・市の担当者が代わると、ショートステイの意義や趣旨をわきまえず、一方的通報のみで来所すらしないケースがある。
- ・利用は当市のみで、他の3市の利用はない。
- ・定員一杯である。
- ・虐待等で定員外入所が増え、ショートステイが受けられない。
- ・利用が増えているにもかかわらず、ここ5～6年補助金が増えていない。
- ・市の担当がパート職員のようで、連絡がうまく取れないことがある。
- ・契約市によって、年間予算を理由に利用事業として取り扱われず、子ども家庭支援センターへ措置ケースとしてまわしている市もある。ただ看板だけという感じにしか思えない。
- ・区が本事業を認めていない。
- ・市町村では短期ケースが少ない。
- ・乳幼児の依頼が多く、措置入所との関係で断ることがある。
- ・事故が発生したときの責任の所在と補償について。
- ・委託料の支払いが遅い。
- ・土・日・祝祭日（官公庁が休日の際）時に、緊急の相談ケースがあがってきた際の対応がシステム化されていない。
- ・措置として受ける一時保護費は1日1,570円、市との契約（土日・祝祭日）は、1日7,000円であり、法による保護の低さを感じる。
- ・市からの一方的な委託が多く、利用者の把握が難しい。
- ・PRが少なく、契約だけの感がある。
- ・施設に入所していたときの様子を報告しても、一方通行のような形であり、施設の中ではどうだったのか、役所の方々にも興味を持ってもらいたいので、働きかけていきたい。
- ・児童の健康面に関する事前調査ができるていない。
- ・児童が急に病気になった場合、保険証など

が間に合わないことがあること。

- ・学齢児の兄弟関係、また隣接市町村の利用が困難であり、タイムリーな動きが取れず、紹介という形になる。
- ・定員一杯の場合、指名で依頼があつても受けられない場合がある。
- ・全額公費ケースの場合、町の予算枠を一世帯で使い切ってしまうことがある。
- ・開設当初に反対運動があったが、その後改善され、現在は町の子育て問題に取り組んでいる。
- ・市との委託契約における補償問題について。
- ・委託料は実績として支給されるため、急な利用が多いと、職員配置の手立てがなく、利用者に不便をかけることがある。委託契約料として契約時点での何らかの補助が望まれる。
- ・ショートステイは個人負担が高く、利用する側の立場としては利用しにくい。
- ・短時間利用またはデイサービスは、施設単独で行っている。
- ・契約市町村が積極的に実施しようとする意識がない。
- ・学校への登校等、施設と離れた市町村での利用に不便さがある。
- ・取り交わす書類の数が多すぎる。
- ・受け入れのときの市担当者の調査が不十分である。
- ・普通の児童養護施設は、学校を前提として勤務を組んでおり、学校に行かないショートステイの数人のために勤務を変えることは、実際非常に大変である。
- ・公立施設のため、利用市町村との窓口は市児童福祉課となっており、施設側としてはわからない。
- ・事故や死亡等について、裁判を含めてどのように補償していくのか。
- ・市とのタイアップ事業であるので、互いの協力体制を整えていく必要がある。
- ・児童や家族に関する情報を事前に知らせて欲しい。
- ・実施直前になって中止になることが数回あった。
- ・保護の範囲について問題が起こってみるとわからないことが不安である。
- ・施設独自のサービス事業を安易に紹介する傾向があるようを感じる。
- ・事業利用対象と思われるケースも、自治体の判断で事業が適用されていない。
- ・対象児が不明瞭である。
- ・生活保護との関係。
- ・委託費と利用者負担の支払い方法が市によって異なり、戸惑うことがある。
- ・一時保護とショートステイの境目が曖昧である。
- ・利用者への説明が十分になされていない。
- ・受付担当者の専門性の向上が望まれる。
- ・認定が一方的である。
- ・経費が足りない。
- ・各窓口により対応が異なり、実施施設が利

用者の居住地により、対応を変えなければならない。

- ・市の財政が悪い。
- ・財源確保が困難。
- ・補助金の減額を求められている。
- ・契約市の担当者の理解不足で、施設独自の私的事情を利用させようとする。
- ・利用者負担金の納入が滞る。
- ・就学時の場合、転校手続きを取らないため、職員負担や経費負担が増える。
- ・市が窓口となったケースは、児童相談所に移すことなく積極的に対応して欲しい。
- ・常に連携を取っていないと、複雑なケースの受け入れに関して、認識のずれが生じてしまう。
- ・主管は県なので、市とは福祉問題を共有している感がある。
- ・対象者の受付が施設主体となっていること。
- ・親が自己負担を払えないと、一時保護に変更されてしまう。
- ・教育の保障について。
- ・ショートステイから措置に変更される際、市と児童相談所との連携の不備。
- ・サービス利用認定が不明確で、利用者を困惑させることがある。
- ・委託元の差で費用が異なり、混乱が生じる可能性がある。

キ. 事業を実施していない理由

短期入所生活援助事業を実施していない理由として指摘されたものは、以下の通りである。

- ・都内にない都立施設のため、県との調整ができていない。
- ・最低基準以上の設備がない。(余分な部屋がない。)
- ・人的整備ができていない。
- ・他施設で実施しているため。
- ・市の方針による。
- ・県の許可が取れない。
- ・市町村等からの要請がないため。
- ・公立の入所型児童養護施設のため。
- ・市がやっていないし、また定員一杯で一時保護委託をいつも抱えているため。
- ・神戸市M乳児院でのショートステイ児の死亡事故に係り、事業の実施者と契約施設との賠償責任が不明確である。(各市によって若干の相違があると予想される契約書の内容を検討する必要がある。また保険の問題等、施設内のリスクマネジメントも検討を要する。)
- ・年間で例年定員数以上の入退所の件数の出入りとなっており、ここ数年、措置委託入所や一時保護入所児童が多く、緊急なケースが多いため。
- ・ニーズがない。
- ・山間部に施設が立地しているため。
- ・児童自立支援施設として行う指導処遇の性

- 格上、当該事業を行うことが適当でないため。
- ・地域におけるニーズがないと思われる。
 - ・市と話し合ったことはあるが、①需要が少ない、②予算措置が困難、③市の施設で十分対応できる、という結論となる。
 - ・事業内容に含まれていない。
 - ・行政側との具体的な話し合いができていない。
 - ・定員の子どもたちの処遇が一杯で、その他建物的にも一杯であるが、将来は事業として開始したい。
 - ・同市で今年より実施した施設があり、その施設の動向を見てから判断する。
 - ・地域児童福祉そのものである。
 - ・市が事業として実施していないため。また他の市からも要請がないため。
 - ・児童福祉法第33条に基づく「一時保護」と「ショートステイ」による入所の要件の判断。(未契約自治体と契約自治体と児童相談所の判断。)
 - ・緊急一時保護事業を市と契約し、実施しているため。
 - ・事業を行いたい気持ちもあるが、区のほうで別の方法を考えていて、利用しない。
 - ・付近にこの事業を実施しているところが多く、この事業の必要性や重要性を認識しているため、早期実現に向けて調整中であり、また緊急の場合の無償での施設活用を関係機関に呼びかけている。しかし地元住民は必要性を訴えておらず、また福祉事業に対する認知度も低いため、行政自体も積極的ではない。
 - ・ショートステイが必要になった場合、該当市町村の新たな予算付けにより事業を行う。このようにして事業を行ったケースがあつたが、契約は毎年度契約しておらず、単年度事業になってしまっている。
 - ・退所があるとすぐ入所があり、シェルターの利用者が待機している状態である。DVによる入所が50%を超え、またその他の利用者も重い課題を持っている。それらの対応に追われ、今の職員体制では余裕がない。
 - ・利用料が高く、一時保護委託に切り替えられてしまう。
 - ・社会資源がない。
 - ・行政等とのコミュニケーション不足。
 - ・ノウハウがない。

- ・施設独自の子育て支援事業として実施している。
- ・平成14年11月から配偶者からの暴力被害者の一時保護を開始したため。
- ・建物の改築後または増築後に、考えていく予定。
- ・PR不足。
- ・県立の施設を受託し、運営しており、地域支援事業を実施するには県と市町村の契約が必要であるが、その締結がなされていない。
- ・緊急一時保護を必要とする児童が出た場合、児童相談所との連携で一時保護として対応する体制を取っている。
- ・児童相談所からの措置児童の入所のみを行い、私的契約は行っていない。
- ・施設で受託している子ども支援センターの中で実施している。
- ・制度としては、預ける側、預かる側と仲介役の行政のアンバランスがあり、成立しないように思う。
- ・同法人内に実施している施設がある。
- ・児童相談所がそのようなケースを一時保護として対応しているからではないか。
- ・必要な事業であるが、政策としてまだ成熟していない。
- ・自主事業として実施している。
- ・法人の立場では動くことができない。
- ・母子生活支援施設は、県の実施要綱の対象外である。
- ・入所児童との関係が心配される。
- ・地域性やどの程度需要があるかの見当がつかない。
- ・条例に定められていない。

②児童夜間養護（トワイライトステイ）事業

ア. 児童夜間養護事業実施の有無

(表1-2-5)

児童夜間養護事業を「実施している」施設は25.1%、「実施していない」施設は65.7%であり、3分の2以上が少なくとも調査時点では、事業を実施していない。

表1-2-5 児童夜間養護事業実施の有無

実施している	検討中	実施していない	無回答	計
133 (25.1)	24 (4.5)	348 (65.7)	25 (4.7)	530 (100.0)

表1-2-6 児童夜間養護事業の契約市区町村数

1市町村	2市町村	3市町村	4市町村	5～9市町村	10市町村以上	無回答	計
75 (56.4)	21 (15.8)	13 (9.8)	8 (6.0)	9 (6.8)	3 (2.3)	4 (3.0)	133 (100.0)

イ. 児童夜間養護事業の契約市町村数

(表1-2-6)

以下の質問は、児童夜間養護事業を「実施している」と回答した133施設を対象に回答を求めたものである。

児童夜間養護事業を契約している市町村数は、「1市町村」というものが56.4%と半数を超える。「2市町村」を加えると、3分の2以上となる。すなわち、児童夜間養護事業の契約については、所在地の市町村以外とはあまり結ばれていないということが明らかである。

ウ. 児童夜間養護事業の契約解除の経験の有無

児童夜間養護事業について、契約を解除した（された）経験のある施設は3施設ある。契約を解除した理由は、利用者がなかったことによる。

エ. 市町村との関係での問題点

児童夜間養護事業について、市町村との関係で感じる問題点として指摘されたものは、以下の通りである。

- ・契約上の責任問題や、利用費の減額及び未払いの問題。
- ・トワイライトステイの利用数が少ないため、小学校等に広報をしている。しかし市の負担があるので、ニーズがあったとしても教育委員会が行う学童保育を利用できるようにし、その後の時間について積極的に活用を進めてはもらえない。
- ・市全域の保育所・学童保育所に車で迎えにまわるため、保育所や学童保育所との連携が重要になる。
- ・特に問題はないが、利用は当市のみで、他の3市の利用はない。
- ・措置児童が一杯で、受け入れる枠がない。
- ・話があったが、利用者の辞退により、実施しなかった。
- ・区が本事業の必要性を認めていない。
- ・保護者が送迎することが原則であるので、広がりに欠けている。

・調査が不十分。

- ・地域あっての児童養護施設である。困ったときに、いつでも、どこでも、どこの子どもでも。
- ・市からの委託通知が届いておらず、利用者が来ても対応できないことがあった。また利用者と利用日数のトラブルがあった。
- ・PRが少なく、契約だけの感がある。
- ・特殊な地域（保守的）であり、トワイライトステイの利用はしばらくないので、意見を述べにくい。
- ・期間内や時間内に迎えがないとき。
- ・公設の児童館や保育所での学童保育だけでは不足するように感じるが、予算上の問題で増設できないとのことである。
- ・制度化する働きかけがあるが、実現しない。
- ・対象児が不明瞭である。
- ・人員配置が難しい。
- ・夜間保育の利用により、解消できるケースもあると思う。

オ. 事業を実施していない理由

児童夜間養護事業を実施していない理由として指摘されたものは、以下の通りである。

- ・検討中。
- ・郡部であり、土地柄からもトワイライトステイのニーズがないため。
- ・都外に設置された都立施設のため、県との調整ができない。
- ・施設整備及び職員体制が整備されていないため。
- ・市の方針による。
- ・施設内では行っている。
- ・法人内に夜間保育所を運営しているため。
- ・市町村等からの要請がないため。
- ・同学区に児童館及び学童保育があり、また旧市街地のため、老齢化で児童数が減少している。
- ・公立の入所型児童養護施設のため。
- ・市が実施していないし、ケースがない。
- ・施設が対象外のため。
- ・乳児院において必要性をあまり感じない。
- ・乳幼児では、健康管理面が重視されるため、医療機関の協力も必要である。
- ・ニーズがない。
- ・委託契約はしているが、利用者がいない。
- ・立地等でハンディがある。
- ・他施設で実施している。
- ・山間部に施設が立地しているため。
- ・公立の母子生活支援施設が事業委託先とな

っているため。

- ・母子生活支援施設であり、トワイライトステイは今のところ対象としていない。
- ・母子生活支援施設は、県の実施要綱の対象外である。
- ・指導処遇の性格上、当該事業を行うことが適当でないため。
- ・ショートステイ事業で対応している。
- ・市と話し合ったことはあるが、①需要が少ない、②予算措置が困難、③市の施設で十分対応できる、という結論となる。
- ・事業内容に含まれていない。
- ・必要な事業であるが、政策としてまだ成熟していない。
- ・行政側との具体的な話し合いができていない。
- ・当施設は幼児専門施設であり、トワイライトステイの対象となる小学生児童の受け入れ体制（ハード面、ソフト面において）が取れないため。
- ・この施設のある地域では、夏のリゾートで観光業で働く家庭が多く、夜間忙しい。夜間は、子どもにとっては一番落ち着いて家庭で過ごしたい時間であるのに、放っておかれると、何か対策が必要であると考えている。どのようなプログラムが良いのか、当施設においても考えていきたい。
- ・市立保育園を併設しているため。しかし次回は立候補している。
- ・市が事業として実施していないため。また他の市からも要請がないため。
- ・市当局で事業を行う意志がない。施設側としては、市より依頼があれば、協議の上実施するが、そのためには施設設備の若干の増築整備が必要となる。
- ・契約はしていないが、必要に応じて対応している。
- ・夕方の生活場面の緊張感が高すぎ、また子ども対応職員もゆとりが持てない。通園的な生活になってくる。
- ・区の情勢。
- ・県の許可が取れない。
- ・市の予算の関係で契約までに至らない。
- ・市内全域をカバーできない。
- ・利用期間中、市が保護者と定期的に面接を行っていない。
- ・近所の子どもたちにとってすでに遊び場となっている。
- ・開設当初に反対運動があったが、その後改善され、現在は町の子育て問題に取り組んでいる。
- ・予算化できない。
- ・付近にこの事業を実施しているところがなく、この事業の必要性や重要性を認識しているため、早期実現に向けて調整中であり、また緊急の場合の無償での施設活用を関係機関に呼びかけている。しかし行政自体からの何らかのアプローチは全くない。
- ・入所児童と別々の空間で援助するのが物理的に不可能なので、入所児童が目を閉じて

自らの現実と向き合わなければならない夜に、毎日、父が迎えに来る姿に接するのは、心情的に酷である。

- ・PR不足。
- ・利用料が高額になりすぎている。
- ・県立の施設を受託し、運営しており、地域支援事業を実施するには県と市町村の契約が必要であるが、その締結がなされていない。
- ・緊急一時保護を必要とする児童が出た場合、児童相談所との連携で一時保護として対応する体制を取っている。
- ・援助技術の問題。
- ・女性だけの夜間勤務のため、夜間の門戸開放は危険である。
- ・児童相談所からの措置児童の入所のみを行い、私的契約は行っていない。
- ・日曜、祝祭日、夏休みにおいて日中保護者不在時に必要に応じて対応しているが、夜間にかかる預かりは今までない。ニーズがあれば施設は対応する用意はある。
- ・制度としては、預ける側、預かる側と仲介役の行政のアンバランスがあり、成立しないよう思う。
- ・施設が統合したばかりで、新規事業（ショートステイ、児童家庭支援センター等）を軌道に乗せることが先決である。
- ・居住スペースである児童養護施設と子育て家庭支援スペースである利用施設の本質的ニーズが大きく異なっている。
- ・親の面会や母子の宿泊施設があり、年内36件程泊まっているので、制度化してもらいたくない。
- ・新規に財政負担が生じる事業には無理がある。
- ・子どもを巡る問題は深刻化しているが、子育て周辺では機能していると思われ、現時点では考慮していない。
- ・本施設がすべきことか不明である。
- ・他の社会資源で充足していると判断したため。

③児童夜間養護（休日預かり）事業

ア. 児童夜間養護（休日預かり）事業実施の有無（表1-2-7）

児童夜間養護（休日預かり）事業を「実施している」施設は13.6%、「実施していない」施設は75.3%であり、4分の3以上が少なくとも調査時点では、事業を実施していない。

イ. 児童夜間養護（休日預かり）事業の契約市町村数（表1-2-8）

この質問は、児童夜間養護（休日預かり）事業を「実施している」と回答した72施設を対象に回答を求めたものである。

児童夜間養護（休日預かり）事業を契約し

表1-2-7 児童夜間養護（休日預かり）事業実施の有無

実施している	検討中	実施していない	無回答	計
72 (13.6)	26 (4.9)	399 (75.3)	33 (6.2)	530 (100.0)

表1-2-8 児童夜間養護（休日預かり）事業の契約市町村数

1市町村	2市町村	3市町村	4市町村	5～9市町村	10市町村以上	無回答	計
39 (54.2)	12 (16.7)	8 (11.1)	5 (6.9)	5 (6.9)	2 (2.8)	1 (1.4)	72 (100.0)

ている市町村数は、「1市町村」というものが54.2%と半数を超える。「2市町村」を加えると、3分の2以上となる。

ウ. 市町村との関係での問題点

児童夜間養護（休日預かり）事業について、市町村との関係で感じる問題点として指摘されたものは、以下の通りである。

- ・ショートステイ事業と同様に行っている。
問題もショートステイと同様で、市全域の保育所・学童保育所に車で迎えにまわるため、保育所や学童保育所との連携が重要ということである。
- ・現在の利用はない。
- ・ある意味では、ショートステイ事業の中で、トワイライト的なケースを含んでいる。
- ・対象児が不明瞭である。
- ・人員配置が難しい。
- ・調査が不十分。
- ・行政との関係が増えた。
- ・何でも頼めばよいと言う行政のやり方に不満を感じる。

エ. 事業を実施していない理由

児童夜間養護（休日預かり）事業を実施していない理由として指摘されたものは、以下の通りである。

- ・平成12年一部改正時に契約更新していないため。
- ・郡部であり、土地柄からも休日預かりのニーズがないため。
- ・都立施設のため、千葉県との調整ができるいない。
- ・施設整備及び職員体制が整備されていないため。
- ・市町村等からの要請がないため。
- ・市町村が実施の動きをしない。
- ・相談がないため。

- ・本施設がすべきことが不明である。
- ・予算、事業計画、都外施設。
- ・入所児童のケアだけで精一杯である。
- ・市の方針による。
- ・条例に定められていない。
- ・受け入れ体制はできているが、町からの申し込みはない。
- ・法人内保育所で休日保育を実践しているため。
- ・施設独自の休日も含むデイケアで展開している。
- ・公立の入所型児童養護施設のため。
- ・定員一杯でかつ一時保護児を絶えず抱えている状態であるため。
- ・施設定員枠で措置等の児童と同じ居室で行うのであれば、感染症対策の問題があるし、別の居室を設けるのであれば、ハード面と人的面の問題がある。
- ・施設にスペースがないことと受け入れについて要望がない。
- ・ショートステイの中で休日預かりをしている。
- ・ショートステイの中で休日預かりをしている。ショートステイ、トワイライトステイの預かり時間を夜10時までとし、それ以降の預かり、引き取りをしていない。子どもにとって、特に幼児にとっては寝っている時間帯だからである。
- ・ニーズがない。
- ・他施設で実施している。
- ・山間部に施設が立地しているため。
- ・指導処遇の性格上、当該事業を行うことが適当でないため。
- ・市町村から契約の依頼がない。もし依頼があれば、即OKである。
- ・市と話し合ったことはあるが、①需要が少ない、②予算措置が困難、③市の施設で十分対応できる、という結論となる。
- ・受け入れは可能であるが、希望者がいない。
- ・事業内容に含まれていない。
- ・法人独自では、難しい。
- ・新規に財政負担が生じる事業には無理がある。
- ・行政側との具体的な話し合いができていな

い。

- ・必要は感じるが、被虐待児が8割近い現状では、新たに施設を設ける等をしないと、生活面での混乱を生じる恐れがある。
- ・問題行動を持つ児童の入所に追われている。
- ・当施設は幼児専門施設であり、トワイライトステイの対象となる小学生児童の受け入れ体制（ハード面、ソフト面において）が取れないため。
- ・考えていなかった。
- ・リゾート地のため、夜間忙しい家庭が多く、子どもが一番落ち着いて家庭で過ごしたい夜間に、放っておかれる子どもへ、どのような対策が必要であるのか考え中である。
- ・市町村との関係は、一層良くなり、協力も得られる。
- ・職員数が少なく、今いる入所児にたくさん手をかけたい。
- ・市の行政担当者と何度も協議したが、市は施設の増築整備に金を出せないため、当施設に依頼できないのであろう。
- ・特に契約はしていないが、地域に必要なケースがあれば、可能な範囲で対応している。
- ・検討中。
- ・市内全域をカバーできない。
- ・学童保育の休みのときのみが対象となっているため、利用者は困っている。
- ・夕方の生活場面の緊張感が高すぎ、また子ども対応職員もゆとりが持てない。通園的な生活になってくる。しかし休日のショートステイは行っている。
- ・特に要請もないし、田舎の市で夜間労働人口が少ない。
- ・現在、措置入所児が多いため、ショートステイのみ行っている。
- ・付近にこの事業を実施しているところがなく、この事業の必要性や重要性を認識しているため、早期実現に向けて調整中であり、また緊急の場合の無償での施設活用を関係機関に呼びかけている。しかし行政自体からの何らかのアプローチは全くない。
- ・社会資源がない。
- ・県の許可が取れない。
- ・行政等とのコミュニケーション不足。
- ・ノウハウがない。
- ・休日24時間勤務をかううじて維持している現状に、学校週5日制が導入され、これ以上職員に負担をかけることができない。
- ・PR不足。

表1-2-9 児童虐待防止市町村ネットワーク事業の実施の有無

実施している	検討中	実施していない	無回答	計
251 (40.6)	36 (5.8)	291 (47.1)	40 (6.5)	618 (100.0)

- ・ショートステイ、トワイライトステイでの対応で良いと考えている。
- ・県立の施設を受託し、運営しており、地域支援事業を実施するには県と市町村の契約が必要であるが、その締結がなされていない。
- ・緊急一時保護を必要とする児童が出た場合、児童相談所との連携で一時保護として対応する体制を取っている。
- ・児童相談所からの措置児童の入所のみを行い、私的契約は行っていない。
- ・制度としては、預ける側、預かる側と仲介役の行政のアンバランスがあり、成立しないように思う。
- ・施設が統合したばかりで、新規事業（ショートステイ、児童家庭支援センター等）を軌道に乗せることが先決である。
- ・居住スペースである児童養護施設と子育て家庭支援スペースである利用施設の本質的ニーズが大きく異なっている。
- ・この事業についてよく知らない。
- ・必要な事業であるが、政策としてまだ成熟していない。
- ・行政と連携し、整備を図ることが望ましいことから実施していない。
- ・緊急時の実施。
- ・他の社会資源で充足していると判断したため。

④児童虐待防止市町村ネットワーク事業

ア. 児童虐待防止市町村ネットワーク事業の実施の有無（表1-2-9）

施設が所在する市町村における児童虐待防止市町村ネットワーク事業の実施状況は、「実施している」40.6%、「実施していない」47.1%で、実施していない市町村の方が多い。全市町村の動向は、「実施している」15.6%、「実施していない」74.7%であり（厚生労働省調査）、児童福祉施設が存在している市町村の実施率は高いといえる。ただし、この調査は施設調査であるため、市町村に複数の施設がある場合、重複してカウントされることとなり、単純に比較するには限界がある。

イ. 所在地の児童虐待防止市町村ネットワークへ事業の参加の有無(表1-2-10)

この質問は、所在地の市町村が児童虐待防止市町村ネットワーク事業を「実施している」と回答した251施設を対象に回答を求めたものである。

施設が所在する市町村が実施する児童虐待防止市町村ネットワーク事業については「参加している」が最も多く64.9%と、ほぼ3分の2を占める。養護系児童福祉施設存在するにもかかわらず、実際には「参加していない」という市町村も25.1%と、ほぼ4分の1存在する。

ウ. 所在地以外の児童虐待防止市町村ネットワークへ事業の参加の有無

(表1-2-11)

施設が所在する市町村以外で実施されている児童虐待防止市町村ネットワーク事業につ

いては、「参加している」というものが13.9%である。この他にも、「市区町村の単独事業に参加」が13.1%、「民間の事業に参加」が12.1%ある。

また、全く児童虐待防止市町村ネットワーク事業に「参加していない」という施設が53.7%と、半数以上ある。

エ. 参加している児童虐待防止市町村ネットワーク数(表1-2-12)

この質問は、所在地以外の市町村が児童虐待防止市町村ネットワーク事業に「参加している」と回答した86施設を対象に回答を求めたものである。

参加している市町村数については、記入がされなかつたものが多いが、記入されたものについては、「1市町村」、「2市町村」が多い。「10市町村以上」と、多くの契約を結んでいる施設も11施設ある。

表1-2-10 所在地の児童虐待防止市町村ネットワーク事業への参加の有無

参加している	法人内の別施設が参加	他法人の施設が参加	参加していない	無回答	計
163 (64.9)	16 (6.4)	7 (2.8)	63 (25.1)	2 (0.8)	251 (100.0)

表1-2-11 所在地以外の児童虐待防止市町村ネットワーク事業への参加の有無

	参加している	市区町村の単独事業に参加	民間の事業に参加	参加していない
該当する	86 (13.9)	81 (13.1)	75 (12.1)	332 (53.7)
該当しない	532 (86.1)	537 (86.9)	543 (87.9)	286 (46.3)
計	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)	618 (100.0)

表1-2-12 参加している児童虐待防止市町村ネットワーク数

1市町村	2市町村	3市町村	4市町村	5～9市町村	10市町村以上	無回答	計
17 (19.8)	11 (12.8)	4 (4.7)	3 (3.5)	10 (11.6)	11 (12.8)	30 (34.9)	86 (100.0)

才 市町村との関係での問題点

児童虐待防止市町村ネットワーク事業について、市町村との関係で感じる問題点として指摘されたものは、以下の通りである。

- ・相談窓口が明確でないところが少し問題に思える。
- ・一般的な印象として、児童相談所には足を運びにくいようなので、できれば身近な市町村が相談窓口を設け、安心してスムーズに利用できる体制が欲しい。
- ・県内でも他市では実施している市もあり、全ての市町村でのネットワーク事業の実施を望む。
- ・児童相談所との連携を強化する。
- ・虐待が見えてない人が多く、まだまだ時間が必要と思われる。
- ・若年人口、ひとり親世帯、少年非行、不登校が増加しており、背景あるいは現状としての虐待が疑われるケースが多いと推測される。
- ・奈良県児童虐待防止ネットワーク「きずな」という民間団体を立ち上げ、子どもへの虐待の発見と防止活動への支援を行っている。
- ・市区町村の担当部署がまだまだ関心が低い。
- ・取り組みのことがわからない専任者がいることが問題である。
- ・まだまだ各機関が業務内容や役割についてお互いの理解ができていない。
- ・関係機関との連携についても、どこが核になって自分の施設が何を担当するかが明確になっていない。
- ・当施設は母子生活支援施設のため、市から事業への参加・協力は求められていない。
- ・事業の参加要請がない。
- ・事業には参加していないが、虐待ケースについては多種の機関とケース検討を行っている。
- ・個人情報やハイリスク家庭に関して、具体的に情報を共有することが困難。
- ・虐待についての認識が不十分。
- ・日常あまり関与していない。
- ・区としてのネットワーク団体に所属はしているが、被虐待児の受け入れ施設となっているのみで「防止」の役割がこれだけでよいのか、どのように積極的に参加するべきなのかがよくわからない面がある。
- ・これといって問題はないと思う。
- ・ネットワーク事業とは何かをまだ理解できず、年一回の顔合わせに終始している。
- ・広がりのあるネットワークこそが課題であり、必要性を感じられるところである。
- ・児童相談センターとの関わりは常にあるが、市との関係はあまりない。
- ・セクショナリズムを排し、共に心を開いて率直に話し合えるネットワーク事業が進められることが大切であると思う。
- ・市町村により意識や職員の知識にも差があり、実務者レベルで連携を取ることが難し

い。

- ・必ず市区町村にテリトリーとなっている児童相談所も入れて欲しい。また市区町村のどの機関が主となるかという検討を要する。
- ・各団体に制約があり、柔軟性に欠ける。
- ・市町村の福祉事業実施の主旨が不明。
- ・現場と行政との間に温度差があることを感じる。
- ・中核市移行を目前としている大きな市であり、市内に児童虐待に関する施設が多くあるが、児童虐待に対する取り組みが、市として遅れている。ネットワーク事業を積極的に展開していく必要性を強く感じる。
- ・地元市との関係では特に問題はない。地元市に児童相談所ができたので、地元市と児童相談所のつながりが密接であり、ケースの進行もスムーズに行っている。
- ・この事業について情報も資料もない状況で、何もわからない。
- ・発足して間がないため、わからない。
- ・市区町村と児童相談所との相違を仄聞することが少なくない。
- ・早急にネットワークの整備が必要であるが、行政側からは特に働きかけがない。むしろ我々施設側から行政を動かす取り組みが必要であるのかもしれない。
- ・人口が多すぎて細かいところでのネットワークは機能していない。
- ・早期にネットワーク体制の要領を作ったようだが、ほとんど機能していないに等しい。
- ・市のネットワークが機能していないので、施設独自にネットをつなぎつつある。
- ・連携が必要な虐待ケースに関しては、連携または会議を開いて対応している。
- ・地域差がかなりあり、対応についても様々で、迷うことがある。
- ・現場に近い存在の専門者同士が意見交換を行う必要がある。
- ・児童相談所に権限が集中しているので、市町村ネットワーク事業には現状では期待がもてない。児童相談所との連携の仕方によっては、単なる形式的なものになってしまふ。
- ・児童相談所と当施設が隣接しているので、この事業への参加は児童相談所が適切であると考える。
- ・措置施設のため市区町村との関係、連携が弱い。
- ・システムが機能していない。
- ・取り組みが弱い。
- ・現状では形だけに終わってしまっている。
- ・窓口担当者自身の意識行動力により、事業の推進力が変わってくる。
- ・2年前に研修会議ということで、当施設の事例研究をしたことがある。
- ・市の担当課と県の児童相談所との意見に食い違いが生じている。
- ・ショートステイ事業等で連携を取っている。
- ・まずははじめのネットワーク作りとして、市町村のリーダーシップが必要である。

- ・県庁所在地では事業を興しても良いと思う。
- ・市の行政担当者と何度か協議したが、市は施設の増築整備に金を出せないため、当施設に依頼できないのであろう。
- ・実務者の具体的なネットワークとスピーディなフットワークが必要であり、また法的な裏付けとなるものも考慮されたい。
- ・警察、児童相談所、保健師、児童家庭支援センター職員等の立ち入りについての範囲や児童家庭支援センターの緊急一時保護時の身分証明や保障について。
- ・ネットワーク事業そのものが、形式的で会議だけで終わってしまう。
- ・これからであると思う。
- ・措置権のない市町村にも施設の理解や機能をネットワークの中に位置づけてもらうように働きかけていく必要がある。
- ・DVの相談を受けてシェルターの役割を果たしているが、公的な負担がなされていない。
- ・情報がなく、事業の実施状態が不明である。
- ・ネットワーク構成に施設が含まれていない。
- ・行政の職員異動により、専門の担当者がいない。またいても福祉の専門性に欠けている。
- ・早急な対応、臨機応変さに欠けている。
- ・町全体を考えることはあっても、個別的な対応に欠けている。
- ・児童養護施設は広域入所型なので、地域が変わると入所している児童の不安定な家庭の情報収集に活用できない。この制度が全ての地域で機能し、さらにネット化することを望んでいる。
- ・山村地域であり、高齢化の他には問題はないが、工場の進出、市町村合併等で人口流出も見られ、保育、児童問題等に表出することが予測される。児童の自立支援の目的から地域へ建物やグランドを開放しても、特別な施設と思われているようで、あまり利用がない。今後近隣地域の一員として施設がどのようにあるべきかを検討中である。
- ・市町村と直接的な関係ができていないので、法整備をして欲しい。
- ・現在の活動は会議と研修であり、ネットワークを利用したものまでに発展していない。
- ・入所児の出身市町村でのネットワークと連携すること。
- ・児童虐待が注目されているため、情報提供することで、母親に不安をあおったことにより入所してくるケースも実際にある。そのため母親のみに目を向けた活動はやめて欲しい。
- ・市町村が実際にどの程度の必要性を感じているか疑問である。
- ・学校関係者からの相談を受けることがあるが、行政や福祉からの相談はまだ1件もない状況で、どの程度問題を把握しているのか疑問である。
- ・連携の必要性が語られ、それぞれに取り組まれているが、実際性と実効性に乏しい。
- ・家庭環境、児童に関する調査不足。
- ・ネットワークは必要であるが、その必要性を共通認識するにはまだ時間が必要である。
- ・児童相談所を中心に行きネットワークを実施しているが、回数は多くない。またそのようなケースも少なく、日程調整も難しい。
- ・ネットワークの経験不足により、中身のケースを十分に検討するまでに至らず、関連機関の顔見せ程度にとどまっている状況で、ネットとしての力を發揮できる状況ではない。
- ・他施設を通じて実態を聞いているので、職員等に働きかけ、11月末まで活動する見込みである。
- ・参加していく必要がある。
- ・現在区が音頭を取り、立ち上げ準備中である。
- ・児童福祉施設がネットワークに含まれていないが、施設入所前後合わせてのフォローアップ体制を構築するためには、施設のネットワークが不可欠である。
- ・必要なときに連携が取れるのか不安である。
- ・行政の縦割りの弊害が出ないことを望む。
- ・児童相談所と児童相談所の間に施設が位置しており、距離的に遠く、日常的な連携が取りにくい。
- ・積極性を感じない。
- ・都市家庭在宅支援事業（こども未来財団）を単年度事業で平成7年度より実施している。
- ・ネットワーク事業内容が虐待児の報告に終わっている。
- ・意識化を深めているが、対策性に欠けている。
- ・防止という入口部分での整備は進んだと感じるが、在宅での対応が困難な場合の受け皿である施設での対応に不十分な点が多くある。次世代への虐待連鎖の防止の観点からも、処遇スタッフの充実、最低基準の見直しが必要である。
- ・緊急性が虐待ケースより低いという意味で、子育て支援レベルのネットワークや機関連携と虐待ケース特有の連携のあり方に混乱がうかがわれる。
- ・実務者レベルでの日常的活動が機能的に行われることが肝要である。
- ・障害者や高齢者の問題が先で、児童虐待については後回しになっている感が強い。
- ・市町村の知識が少ない。
- ・参加者は担当課や行政組織の代表者が多く、実務者レベルの実質的な活動になっていない。
- ・説明の所在がはっきりしていない。
- ・ネットワークの存在により、地域住民の関心が高まった。
- ・連絡が徹底されておらず、各施設・市町村への伝達方法等に課題がある。
- ・警察権力がなければ、機能しない。
- ・地域性の問題からか、虐待の認識が乏しく、事実も潜在化しやすいため、ネットワーク事業の推進も非常に消極的である。

- ・児童家庭支援センターを設置する際、市レベルのネットワーク事業を考えたい。
- ・各々の関係機関がアウトリーチの姿勢が必要であり、地域の実情を見落とすことなく、如何に孤立や孤独の状態におかれている子どもたちを発見するかである。
- ・精神的ケアを行う、専門的ケアワーカーが少ない。
- ・市民は児童虐待の関心が薄いように感じるの、市をあげてのネットワーク参加が必要である。
- ・施設は県の下請けという感があるようで、予防的ネットワークを構築する市からのアプローチがあまりない。
- ・行政の情報があまり伝わってこない。
- ・民生委員や保健師の協力体制の良し悪しである。
- ・児童の年齢範囲を18歳未満から高校卒業までの18歳の年度末までに拡大して欲しい。
- ・山間地域は児童虐待がまだ身近な問題として認識されていない。
- ・リーダーシップを取るところがない。

3) 児童養護関連事業と市町村との関係

①児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設の入所手続き（表1-3-1）

児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設の入所手続きについては、現状の通りである「児童相談所のままでよい」というものが51.1%とほぼ半数である。次は、「相談は福祉事務所、措置は児童相談所」という、措置は児童相談所に残しつつも、相談窓口を福祉事務所レベルまで拡

表1-3-1 児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設の入所手続き

児童相談所のままでよい	相談は福祉事務所措置は児童相談所	相談措置とも福祉事務所	相談措置とも市区町村	措置制度でなくてよい	無回答	計
316 (51.1)	114 (18.4)	34 (5.5)	45 (7.3)	25 (4.0)	84 (13.6)	618 (100.0)

表1-3-2 母子生活支援施設の相談窓口

福祉事務所のままでよい	相談は市区町村手続きは福祉事務所	相談手続きとも市区町村	無回答	計
303 (49.0)	109 (17.6)	72 (11.7)	134 (21.7)	618 (100.0)

大するというものの18.4%である。「相談設置ともすべて市区町村」と、すべて市区町村に統一すべきというものは7.3%である。「措置制度でなくてよい」というものは4.0%である。

②母子生活支援施設の相談窓口

（表1-3-2）

母子生活支援施設の相談窓口については、現状の通りである「福祉事務所のままでよい」というものが49.0%とほぼ半数である。次は、「相談は市区町村、手続きは福祉事務所」というもので17.6%である。また、「相談措置ともすべて市区町村」と、すべて市区町村に統一すべきというものは11.7%ある。

③児童家庭支援センターの設置

（表1-3-3）

児童家庭支援センターの設置については、現状の通りである「都道府県・指定都市のまま」というものは11.3%にすぎず、「すべての市区町村まで拡大」が29.1%で最も多くなっている。また、「すべての市まで拡大」も27.7%あり、児童家庭支援センターについては、より住民に身近な自治体での設置が望ましいと考えているものが多い。

表1-3-3 児童家庭支援センターの設置

都道府県 指定都市 のまま	中核市ま で拡大	すべての 市まで拡 大	すべての 市区町村 まで拡大	無回答	計
70 (11.3)	83 (13.4)	171 (27.7)	180 (29.1)	114 (18.4)	618 (100.0)

表1-3-4 入所措置と在宅福祉サービスとの関係について

現在のま までよい	都道府県 指定都市 で統一	新たに福 祉事務所 で統一	措置は福 祉事務所 在宅は市 区町村	措置在宅 とも市区 町村	その他	無回答	計
258 (41.7)	51 (8.3)	53 (8.6)	49 (7.9)	80 (12.9)	24 (3.9)	103 (16.7)	618 (100.0)

④入所措置と在宅福祉サービスとの関係に ついて（表1-3-4）

児童養護関連の福祉サービスの一部は、入所措置の多くにみられるように、都道府県・指定都市（児童相談所）レベルと、在宅福祉サービスにみられるように市区町村レベルに分かれている。この質問は、そのことについて尋ねたものである。

今後のサービスのあり方については、「現在のままでよい」というものが41.7%と4割を超えるが、見直しがあってもよいというものもほぼ同数ある。見直しの方向として最も多いのは「措置在宅とも市区町村」というすべて市区町村で統一するというものである。逆に、「都道府県・指定都市で統一」という広域化も1割弱ある。

2. 市区町村における児童福祉施設を活用した地域支援事業の実態に関する調査の結果

1) 基本的属性

①市町村の人口規模（表2-1-1）

回答があった市町村の人口規模は、「1万人未満」がほぼ半数を占める。「3万人未満」でみると、4分の3となる。

表2-1-1 市町村の人口規模

5000人 未満	1万人 未満	3万人 未満	5万人 未満	10万人 未満	20万人 未満	30万人 未満	30万人 以上	無回答	計
383 (20.9)	475 (26.0)	505 (27.6)	158 (8.6)	137 (7.5)	78 (4.3)	28 (1.5)	55 (3.0)	10 (0.5)	1829 (100.0)

②市町村内の児童福祉施設の有無

（表2-1-2）

市町村内に存在する養護系児童福祉施設では、「児童養護施設」が最も多く12.2%である。次は、「母子生活支援施設」であるが、これは1割にみたない。

2) 養護系在宅福祉サービスの実施状況

市町村事業については、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、児童夜間養護（トワイライトステイ）事業、児童夜間養護（休日預かり）事業、児童虐待防止市町村ネットワーク事業について尋ねている。

①短期入所生活援助（ショートステイ）事 業

A. 短期入所生活援助事業実施の有無

（表2-2-1）

短期入所生活援助事業を「実施している」という市町村は15.9%で、全体の6分の1にすぎない。「実施していない」市町村は8割を超える。

2000年度の厚生労働省の発表では、「実施している」というのは6.4%であり、今回の調査の回答自治体には、現に実施しているものが多い。

表2-1-2 市町村内の児童福祉施設の有無

	有	無	無回答	計
児童養護施設	224 (12.2)	1554 (85.0)	51 (2.8)	1829 (100.0)
乳児院	65 (3.6)	1697 (92.8)	67 (3.7)	1829 (100.0)
母子生活支援施設	144 (7.9)	1626 (88.9)	59 (3.2)	1829 (100.0)
児童自立支援施設	31 (1.7)	1716 (93.8)	82 (4.5)	1829 (100.0)
情緒障害児短期治療施設	21 (1.1)	1722 (94.1)	86 (4.7)	1829 (100.0)
児童家庭支援センター	65 (3.6)	1678 (91.7)	86 (4.7)	1829 (100.0)

表2-2-1 短期入所生活援助事業実施の有無

実施している	検討中	実施していない	無回答	計
291 (15.9)	25 (1.4)	1504 (82.2)	9 (0.5)	1829 (100.0)

以下の質問は、短期入所生活援助事業を「実施している」と回答した市町村291に対して回答を求めたものである。また、データは、平成13年度の実績を示している。

短期入所生活援助事業の契約施設数については、通知が予定している、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設について尋ねた。なお、表中の破線から下の枠は、市区町村外に所在する施設数を示している。

イ. 短期入所生活援助事業の契約施設数 (表2-2-2)

表2-2-2 短期入所生活援助事業の契約施設数 (上段は全契約数・下段は地域外施設数)

	1施設	2施設	3施設	4施設	5~9施設	10施設以上	なし 無回答	計
児童 養護 施設	153 (52.6)	51 (17.5)	16 (5.5)	10 (3.4)	10 (3.4)	3 (1.0)	48 (16.5)	291 (100.0)
	96 (33.0)	34 (11.7)	8 (2.7)	2 (0.7)	4 (1.4)	0 (0.0)	147 (50.5)	291 (100.0)
乳 児 院	95 (32.6)	14 (4.8)	4 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	178 (61.2)	291 (100.0)
	73 (25.1)	8 (2.7)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	209 (71.8)	291 (100.0)
母 子 援 生 施 活 設	45 (15.5)	6 (2.1)	0 (0.0)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	239 (82.1)	291 (100.0)
	31 (10.7)	4 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	256 (88.0)	291 (100.0)
その 他	11 (3.8)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	279 (95.9)	291 (100.0)
	4 (1.4)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	286 (98.3)	291 (100.0)